

ふじさわだより

共同募金会藤沢市支会

ありがとう。これからも一緒に。

〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 市役所分庁舎1階
(社福)藤沢市社会福祉協議会内
TEL.0466(50)3525 FAX.0466(26)6978

**10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。**

共同募金PR大使
野毛山動物園の
レッサーパンダ「いちご」



昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。あたたかいご支援ありがとうございました。

令和7年度共同募金寄付金総額 **31,358,368円**

寄付金総額は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。

赤い羽根募金
20,341,334円の
つかいみち

年末たすけあい募金
11,017,034円の
つかいみち

◎市内の社会福祉施設 2,000,000円
(福)創・ライフケアセンターまどか

◎市内の在宅福祉団体 2,300,000円
(特)ぐるーぶ藤、藤沢家事介護W.Co. えんじょい
藤沢ほーむへるぶ、(特)W.Co.ほっと舎アルク
訪問ボランティアナースの会キャンナス
シニアライフセラピー研究所、(特)W.Co.実結
W.Co.クックふじさわ、W.Co.らら・むーぶ藤沢

◎市内の子ども食堂 350,000円
(特)ことりのおうち 長後子ども食堂
長後みんなのおうち食堂
辻堂砂山子ども食堂
ゆめちゃんの会

◎県内の福祉施設・団体 10,083,368円
◎市社会福祉協議会の事業費 5,607,966円



◎低所得世帯に対する年末・夏期見舞金の支給事業 5,667,034円
◎地域活動支援センターⅢ型(5施設) 350,000円
◎学童等援護事業 1,500,000円
◎地域福祉事業への助成等 1,050,000円
◎地区社会福祉協議会への助成 2,000,000円
◎地域福祉物流交流拠点事業 450,000円

皆さまからの温かいご支援により、子ども食堂の運営や高齢者・障がい者・子育て家庭への支援活動を継続できています。今後も、地域の方々が安心して集い、支え合える居場所づくりに役立てていきます。
ありがとうございました。

社会福祉協議会では、共同募金配分金を次のような事業で活用しています。

- ①地域福祉活動センター運営事業
- ②地域福祉活動計画推進事業
- ③広報事業
- ④社会福祉大会
- ⑤地域福祉物流交流拠点事業等

寄付金が配分されるまで



民間福祉団体からの配分申請を受け付けます。

4月中旬～6月末



募金期間中、各方面へ使途計画を公表して、寄付金を募集します。

10月1日～12月末



配分委員会で配分申請事業の内容を審査し、委員18名が分担して施設の実地調査も行います。

11月～翌年2月末



地域の代表・各界の代表で構成されている理事会・評議員会で配分を決定します。

3月中旬



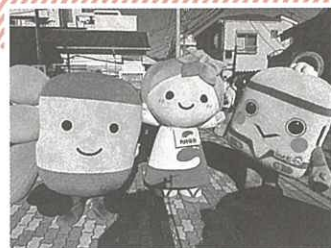
配分決定を受けた福祉団体による、さまざまな福祉活動が展開されます。

4月～



10月1日から始まる 赤い羽根共同募金は運動創設
80周年を迎えます。神奈川県内で「**地域共生社会**」を
実現していくために、ことしも皆さまのご協力を

お願いいたします。



★江ノ電
★湘南モノレール
ともに**赤い羽根共同募金**を
応援しています！

Q 共同募金って なに？

共同募金は、民間が行う寄付
金募集として、毎年、厚生労働
大臣の告示により実施する
「たすけあい」の運動
です。

戦後復興の一助と
なることを目的として
始まり、現在は皆さまがお
住まいの地域のさまざまな福祉
活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱
うために、寄付金の募集や配分
方法などが「**社会福祉法**」で定め
られています。

Q 共同募金って 何に 使われるの？

募金の7割は、あなたの町
の高齢者や障がい者の家事
援助や配食サービス、子
育て支援などのボラン
ティア活動などに役立
てられています。

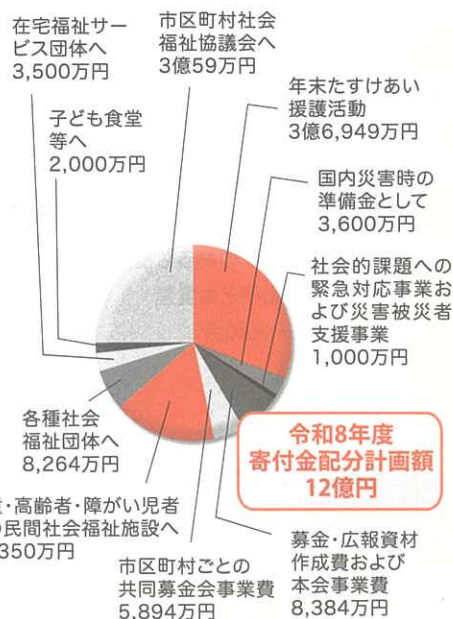
募金の3割は、児童
養護施設の遊具や障
がい者施設の福祉車両
の整備をはじめ、生活
困窮者への食支援活動
や国内大規模災害時の
災害ボランティア活動に
役立てられています。



Q 募金なのに どうして 目標額があるの？

地域福祉を進めるために、
社会福祉施設やボラン
ティア団体が行う活動
資金をあらかじめ把握
して、計画的に募金を行
うことが「**社会福祉法**」で
定められています。

募金は任意ですが、地域
福祉を資金面で支えてい
くためにご協力をお願い
します。



税制上の特典があります！

- ◎共同募金への寄付金は、法人税や個人所得税（所得控除または税額控除）等の税制優遇の対象となります。
- ◎共同募金への遺贈寄付は、租税特別措置法第70条による税制優遇措置があります。

- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。

<https://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home>

- 寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階
電話 045-312-6339

「令和8年度・神奈川県の目標額は

12億円」

八十周年

ありがとう。これからも一緒に。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金